

## 指定管理者制度における賃金変動を反映した指定管理料の変更について

指定管理者制度では、指定期間中の賃金水準の変動については、事業者があらかじめこれを想定して応募を行っているものとして、変動に応じた指定管理料の変更は行っていません。

しかし、近年、最低賃金が毎年2%以上、上昇するなど変動が大きいことから、雇用労働条件の改善や事業者の健全経営を通じた、公の施設の適切な運営管理を目的として、賃金水準の変動に応じて、2年目以降の指定管理料を変更できるよう見直します。

### [ 見直しの内容 ]

#### 1 対象となる施設

平成 30 年度以降、指定期間が開始する指定管理施設から導入します。

今後、指定管理者と締結する基本協定書に制度の見直し内容を記載します。

※30年度は15施設を予定

#### 2 指定管理料の変更の考え方

公募時に指定管理者から提案された、指定期間1年目の人件費に、毎年度の賃金水準の変動率※を乗じて、翌年度以降の人件費を算出します。

算出された人件費変動分を指定管理料に上乗せすることで、賃金改定に必要な原資を担保します。

※ 賃金水準の変動率

雇用形態に応じ以下の変動率を使う予定です。

- ・ 正規雇用職員等 … 横浜市人事委員会が公表する民間給与実態調査から算出した変動率
- ・ 臨時雇用職員等 … 神奈川県最低賃金の変動率

#### □ 指定管理料の変更の考え方

